

○2023年度 愛媛県内観光事業向け助成制度一覧 ※各事業に対するお問い合わせ・内容の確認は、表の右にある「お問い合わせ先」へお願いします

	施策名	助成対象者	設定期間	助成要件	助成内容	備考	助成上限	申請方法	問い合わせ先・実施主体	TEL/FAX
		対象商品	申請期間					申請書の入手先	部署名・担当者	メールアドレス
愛媛県	愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金	旅行業法第3条登録旅行会社	※※設定期間※※ 【上期商品】 2023年5月8日～9月30日 【下期商品】 2023年10月1日～2024年3月20日	○パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用して、広く一般配布するもので、愛媛県内の旅行先の画像や案内等が掲載されるものであること。 ○作成経費については、対象となる紙面において、該当旅行商品（コース）が占める面積等に応じて助成対象経費を算出するものとする。 ○愛媛県内への送客を目的とする旅行商品であること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。 ○添乗員が同行するもの。 ○旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、15名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発を対象とする。 ○旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で催行すること	○愛媛県内（松山市以外）1泊 150,000円（経費の2/3を上限とする） ※愛媛県東予又は南予地域等、松山市以外に宿泊する旅行商品を掲載したパンフレット等 ○愛媛県内（松山市内）1泊+松山市以外の観光等 100,000円（経費の2/3を上限とする） ※松山市内に宿泊し、愛媛県東予又は南予地域等、同市以外の愛媛県内市町の施設入場・体験・食事のいずれかを行程に含む旅行商品を掲載したパンフレット等 ○愛媛県内で滞在が主な目的である日帰り旅行 50,000円（経費の2/3を上限とする）	愛媛県への送客を目的とした「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBのみは除く））。なお、助成金の額は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	左記参照	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④旅程表など内容がわかるもの 等 必要書類を添えてパンフレット等に記載した最初の設定日の前日から起算して14日前までに会長に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
		募集型企画旅行	※※申請期間※※ 【上期商品】 2023年4月7日～7月31日 【下期商品】 2023年6月1日～2024年1月31日 ※予算額に達した時点で終了	※※助成額の加算※※ 対象旅行商品における愛媛県内での宿泊泊入泊数が50名以上の場合、その実績に応じて助成額を加算 上限 500,000円（@1,000円×宿泊泊入泊数） ※大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員・添乗員・乗務員を除く）	いよ観ネット（えひめ便り） https://www.iyokanet.jp/news/51 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部（担当:工藤・鶴久森）	kudo@iyonet.com			
愛媛県	愛媛県「募集型企画旅行（個人型）」支援事業助成金	旅行業法第3条登録旅行会社	※※設定期間※※ 【2023年度下期商品】 2023年10月1日～2024年3月31日 【2024年度上期商品】 2024年4月1日～9月30日	○旅行商品の募集の為に印刷される12頁以上の冊子で4色刷り又はそれに準ずるものとする。 ○パンフレットの印刷・発行部数が5,000部以上であること。 ○愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とするパンフレットであること。 ○愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットも対象とする。 ○愛媛県の観光情報に係る部分が1頁以上あること。 ※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金等を除く ○販売店の提出等により、広く一般配布するもの。	5千部以上1万部未満 20,000円/頁（経費の2/3を上限とする） 1万部以上2万部未満 30,000円/頁（経費の2/3を上限とする） 2万部以上4万部未満 50,000円/頁（経費の2/3を上限とする） 4万部以上6万部未満 100,000円/頁（経費の2/3を上限とする） 6万部以上8万部未満 150,000円/頁（経費の2/3を上限とする） 8万部以上 200,000円/頁（経費の2/3を上限とする）	愛媛県への送客を目的とし、愛媛県内での宿泊を伴う「募集型企画旅行（個人型）」パンフレット作成等経費（制作・印刷代）。なお、愛媛県の観光情報（パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金部分を除く）に係る部分を対象とする。また、助成金の額は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	左記参照	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④台割表 等 必要書類を添えて事前に会長に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
		募集型企画旅行（個人型）	※※申請期間※※ 【2023年度下期商品】 2023年4月17日～8月31日 【2024年度上期商品：申請期間】 2023年10月1日～2024年2月29日 ※予算額に達した時点で終了	いよ観ネット（えひめ便り） https://www.iyokanet.jp/news/52 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部（担当:工藤・鶴久森）	kudo@iyonet.com				
愛媛県	愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金	旅行業法第3条登録旅行会社	※※設定期間※※ 【2023年度下期商品】 2023年10月1日～2024年3月31日 【2024年度上期商品】 2024年4月1日～9月30日	協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり50,000円(経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBは除く））。なお、助成金の額は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	左記参照	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 等 必要書類を添えて事前に会長に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
		募集型企画旅行	※※申請期間※※ 【2023年度下期商品】 2023年4月17日～8月31日 【2024年度上期商品：申請期間】 2023年10月1日～2024年2月29日 ※予算額に達した時点で終了	○パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用して、広く一般配布するもの。 ○愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。 ○愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットへの掲載も対象とする。	いよ観ネット（えひめ便り） https://www.iyokanet.jp/news/53 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部（担当:工藤・鶴久森）	kudo@iyonet.com			
愛媛県	愛媛県コンベンション開催支援事業助成金	大会・会議等	2023年4月11日～	○参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。ただし、持ち回りで開催地が決定されるもの、県内での開催が定着しているものその他の県内で定期的に開催されるものは除く。 ○県内での延べ宿泊者数（県内にある宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊数を乗じた数）が100人以上の規模のものであること。 ○市町、市町観光協会等（以下、「市町等」という。）から助成を受けるものであること。 ○産業又は経済の振興若しくは学術、技術、文化又はスポーツの振興に寄与するものであること。	【延べ宿泊者数(県外参加者)】 100人以上 200人未満 50,000円 200人以上 300人未満 100,000円 300人以上 400人未満 150,000円 400人以上 500人未満 200,000円 500人以上 600人未満 250,000円 600人以上 800人未満 300,000円 800人以上 1,000人未満 350,000円 1,000人以上 2,000人未満 400,000円 2,000人以上 3,000人未満 450,000円 3,000人以上 500,000円 交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の100分の20を限度とする。	コンベンション開催2ヶ月前までに予めコンベンション開催支援事業助成金交付申請書を代表理事に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222		
				○参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。 ○松山市内での延べ宿泊者数（松山市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊日数を乗じた数）が100人以上の規模のものであること。 ○県等から他に補助金の交付を受けないこと。（ただし愛媛県コンベンション開催支援事業助成金は除く）	【加算】 ○国際会議の加算 国外からの参加者が5名以上含まれる場合は1人につき20,000円加算(加算限度額300,000円) ○新型コロナウイルス感染対策費用加算 新型コロナウイルスの感染対策に要した費用のうち、100,000円を限度として加算 （ただし、2023年5月7日までに大会等が開催開始されるもの） ○シャトルバス加算 県外からの延べ宿泊者数500人以上で、大会会場にアイテムえひめを利用する場合に、シャトルバスに要した費用の2分の1を上限に、300,000円を限度として加算	いよ観ネット https://www.iyokanet.jp/business 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部（担当:田窪）	webmaster@iyonet.com		
愛媛県（松山市）	松山市コンベンション開催助成金	大会・学会等	2023年4月1日～	○参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。 ○松山市内での延べ宿泊者数（松山市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊日数を乗じた数）が100人以上の規模のものであること。 ○県等から他に補助金の交付を受けないこと。（ただし愛媛県コンベンション開催支援事業助成金は除く）	交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の100分の20を限度とする。 【延べ宿泊者数(県外参加者)】 100人～199人 100,000円 200人～299人 200,000円 300人～399人 300,000円 400人～499人 400,000円 500人～599人 500,000円 600人～799人 600,000円 800人～999人 700,000円 1,000人～1,999人 800,000円 2,000人～2,999人 900,000円 3,000人以上 1,000,000円	コンベンション開催2ヶ月前までに交付申請書（様式第1号）及び関係書類を会長に提出。	(公財) 松山観光コンベンション協会	TEL:089-935-6711 FAX:089-921-0286		
			先着順 ※事業予算を超えた場合は終了	コンベンション開催費用の一部を助成。 【その他支援・サービス】 ①県外参加者千人以上、または国際会議の場合は、地酒呑み比べ、または郷土芸能の無料提供・空港での「歓迎用看板」の掲示サービス ②地元特産品・土産品等の物品販売の紹介(要望に応じる) ③坊っちゃん、マドンナの袋衣装(羽織・袴)、ハッピー、観光バナーの貸出 ④コンベンションボランティアの派遣 ⑤観光パンフレット、ナイロンバッグ等の提供(無料)	公益財団法人 松山観光コンベンション協会 https://www.mcvb.jp/convention/support/subsidy.html	コンベンション推進部	convention@mcvb.jp			

○2023年度 愛媛県内観光事業向け助成制度一覧 ※各事業に対するお問い合わせ・内容の確認は、表の右にある「お問い合わせ先」へお願いします

	施策名	助成対象者	設定期間	助成要件	助成内容	備考	助成上限	申請方法	問い合わせ先・実施主体	TEL/FAX
		対象商品	申請期間					申請書の入手先	部署名・担当者	メールアドレス
	おいでんか松山観光客誘致促進事業	旅行業法第3条登録旅行会社	2023年5月8日～2024年3月31日 (旅行出発日)	<p><2023年5月8日に制度改定></p> <p>【助成要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松山市内に1泊以上 ○松山市内の有料観光施設又はイベント(プロスポーツ観戦)1箇所以上 ○最少催行人数は10名以上 ※他の助成制度との併用可(松山市の助成制度との併用は不可) 	<p>最大100,000円助成(対象経費1/2上限)</p> <p>(基準額) 30,000円 (加算額) 最大70,000円</p> <p>1. (公財)松山観光コンベンション協会賛助会員の施設利用が旅程に含まれる。 20,000円 2. (公財)松山観光コンベンション協会賛助会員のバス等の車両を利用 30,000円 3. 松山市内の観光施設又はイベント3箇所以上 20,000円</p> <p>※ 1事業所の総助成額(R5年度)は、合計300,000円まで</p>	松山市内に宿泊する受注型企画旅行(団体型)について送客の貸切バスや船舶等の費用の一部(最大100,000円)を助成	左記参照	①助成金申請書②旅行行程表③バスの車両の見積り(写)又は運送引受書(写)及び船舶の見積り(写)等の必要書類を添えて出発の14日前までに郵送等で協会に提出 ※14日前が土・日・祝日の場合は直前の協会営業日	(公財)松山観光コンベンション協会	TEL:089-935-6711 FAX:089-921-0286
		受注型企画旅行	先着順 ※事業予算を超えた場合は終了					(公財)松山観光コンベンション協会 https://www.mcvb.jp/oyakudachi/joseiseido2.html	コンベンション推進部	oidenka@mcvb.jp
愛媛県(松山市)	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成助成金	旅行業法第3条登録旅行会社	上期 2023年4月1日～9月30日 下期 2023年10月1日～2024年3月31日	<p>○瀬戸内・松山地域の旅行商品で、松山市内の宿泊を伴うものであること。ただし、瀬戸内・松山地域のみを旅行先とした旅行商品に限らず、同地域を含む中国・四国地区の総合商品も対象とする。</p> <p>○パンフレットやウェブサイト等に、松山を紹介する文言や写真を掲載しており、集客宣伝効果が高いと認められるもの。</p> <p>○瀬戸内・松山地域の各市への送客人数、延べ宿泊数の実績報告時に報告可能であること。</p> <p>○次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。</p> <p>①企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの(宗教・政治・興行・学校行事・視察・大会等への参加を目的とするもの、並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの)</p> <p>②その他、会長が不適当と認めるもの</p>	<p>①送客実績基本額 松山市への延べ宿泊者数×500円(上限200人泊 100,000円)</p> <p>②大規模送客加算 松山市への延べ宿泊者数が以下の場合、該当の金額を加算する。</p> <p>400人以上～600人未満 10,000円 600人以上～1,000人未満 30,000円 1,000人以上 50,000円</p> <p>③各種加算</p> <p>○松山・広島連泊加算額 30,000円 松山市宿泊に加え、広島地域での宿泊も伴う2泊3日以上連泊が可能なので、かつ、実績報告書の提出時に、松山市及び広島地域の連泊をした人数を報告することができるもの。</p> <p>○航路利用加算額 25,000円 広島(宇品港)-呉(呉港)-松山(松山観光港)航路(石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社)が 運航するクルーズフェリー又はスーパージェット)を組み込んだもの。</p> <p>○JR利用加算額 25,000円 西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運航する鉄道路線を組み込んだもの。</p> <p>○出発地加算額 中四国 20,000円 関西 50,000円 九州 50,000円 ※上記以外の地域を含んでいる場合は、加算の対象とならない。</p> <p>○地域周遊加算額 20,000円 中心市街地や道後地区以外の地域(鹿島、北条、三津浜、など)をパンフレット・ウェブサイト等の集客媒体の一部で紹介しているもの、または、旅行商品の行程に組み込んでいるもので、松山市内の周遊を促すもの。 ※写真、紹介文、交通アクセスを掲載することを条件とするが、掲載サイズや文量等は指定しない。</p>	<p>○1造成箇所につき対象期間区分毎に1旅行商品を原則とする ※ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。</p> <p>○延べ宿泊者数が20人泊未満のものは対象としない</p> <p>○広島地域：広島市・呉市・廿日市市</p> <p>○中四国：広島、岡山、山口、島根、鳥取、愛媛、香川、徳島、高知</p> <p>関西：大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山</p> <p>九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島</p> <p>○助成対象者は、事業終了後30日以内に下記書類を会長に報告しなければならない。(ただし、会長が認める場合はこの限りではない。)</p> <p>①旅行商品造成助成金実績報告書 ②宿泊施設別実績内訳書 ③その他会長が必要と認めるもの</p>	左記参照	①旅行商品造成助成金交付申請書 ②旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物(申請時に未作成である等の理由により提出できない場合は、見本を提出し、作成後に、速やかに提出すること。) <p>③その他会長が必要と認めるもの等を添えて出発日の30日前までに会長宛に提出</p>	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	TEL:089-948-6555 FAX:089-943-9001
		募集型企画旅行	申請対象となる旅行商品の出発日(出発日が一定期間に渡る場合はその開始日)の30日前まで					瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 Let's SETOUCHI! https://setouchi-travelguide.com/jp/	事務局 松山市観光・国際交流課 (担当：山内)	y.tsubasa@city.matsuyama.ehime.jp
	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 修学旅行誘致促進事業助成金	旅行業法第3条登録旅行会社	2023年4月1日～2024年3月31日	<p>○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の学校行事として行われる修学旅行において、来訪のうえ松山市に宿泊を伴うもの又は松山市と広島地域に宿泊を伴う教育旅行商品とする。</p>	<p>①基準額 (1)松山市内での宿泊 児童生徒数×500円(上限100名 50,000円) (2)松山&広島地域宿泊の場合 児童生徒数×600円(上限100名 60,000円)</p> <p>②各種加算</p> <p>○航路・JR路線利用加算 10,000円 広島(広島港)-呉(呉港)-松山(松山観光港)航路(石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社)が 運航するクルーズフェリー又はスーパージェット)又は、広島地域-松山(松山観光港・大浦港)のチャーター船利用若しくは、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運航する鉄道路線を利用した行程。</p> <p>○近隣県加算 中四国 10,000円 九州 20,000円</p> <p>○松山体験プログラム加算 10,000円 松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験SDGsプログラム、その他会長が認めるもの</p>	<p>○広島地域：広島市・呉市・廿日市市</p> <p>○中四国：広島、岡山、山口、島根、鳥取、愛媛、香川、徳島、高知</p> <p>九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島</p> <p>○助成上限額：旅行代金総額の2分の1</p> <p>○助成対象者は、旅程の最終日の翌日から30日以内に実績を会長に報告しなければならない。(ただし、会長が認める場合はこの限りではない。)</p> <p>①助成金実績報告書 ②催行後の修学旅行日程表 ③宿泊先の利用が確認できる書類 ④加算額の適用条件を満たしていることが分かる書類(各請求書等) ⑤その他会長が必要と認める書類</p>	左記参照	①助成金交付申請書 ②計画時点の修学旅行日程表 ③宿泊先の利用が確認できる書類 ④その他会長が必要と認める書類 等を添えて出発日の30日前までに会長宛に提出	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	TEL:089-948-6555 FAX:089-943-9001
		学校行事として行われる修学旅行	申請対象となる修学旅行の出発日の前日から起算して30日前まで					松山市修学教育旅行専用ホームページ 「おいでんか 四国・松山」 https://www.oidenka-matsuyama.com/	事務局 松山市観光・国際交流課 (担当：山内)	y.tsubasa@city.matsuyama.ehime.jp
	修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)	旅行業法及び同法施行規則の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者	2023年4月1日～2024年3月3日 (出発日)	<p>①小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校等(以下、「学校」という。)の学校行事として実施する修学旅行であること。</p> <p>②しまなみ海道自転車道の愛媛県区間のサイクリングを伴うこと。</p> <p>③しまなみ海道自転車道利用促進協議会(愛媛事業本部)が指定するレンタサイクルターミナル(別記)において、レンタサイクルを借りること。</p> <p>④食事、休憩、買い物等で今治市島しょ部の店舗等に1つ以上立ち寄り寄る行程とすること。</p> <p>⑤愛媛県内に1泊以上宿泊すること。</p> <p>(別記) 「しまなみ海道レンタサイクルターミナル一覧」 ・今治駅前レンタサイクル ・中央レンタサイクル(サンライズ糸山) ・吉海レンタサイクル ・伯方レンタサイクル ・上浦レンタサイクル</p>	<p>○助成対象経費及び助成額 左記の助成要件を満たすレンタサイクル使用料とし、その助成額は次の通りとする。</p> <p>・小学生一人当たりの助成額 250円 ・中学生以上一人当たりの助成額 1,000円 ※今治市内宿泊の場合の加算額(一人当たり) 500円 ※1団体(商品)の助成上限額 200,000円</p>	修学旅行の実施日(出発日)3日前(土・日・祝日の休日を除く)までに助成金交付申請を行う必要がある。	左記参照	①助成金交付申請書(様式1号) ②修学旅行行程表 ③学校との契約書(写)又は見積書 ④その他、本部長が必要と認める書類	しまなみ海道自転車道利用促進協議会愛媛事業本部事務局	TEL:089-912-2732 FAX:089-912-2719
		受注型企画旅行(修学旅行)	2023年3月20日～2024年2月28日 ※予算額に達した時点で終了					https://shimanamiriyousehime.wixsite.com/shimanamiriyou-e2/blank-7	(愛媛県土木部道路都市局 道路建設課内)	dourokensets@pref.ehime.lg.jp

○2023年度 愛媛県内観光事業向け助成制度一覧 ※各事業に対するお問い合わせ・内容の確認は、表の右にある「お問い合わせ先」へお願いします

	施策名	助成対象者	設定期間	助成要件	助成内容	備考	助成上限	申請方法	問い合わせ先・実施主体	TEL/FAX
		対象商品	申請期間					申請書の入手先	部署名・担当者	メールアドレス
愛媛県 (新居浜市)	新居浜市滞在型旅行商品販売促進事業 「募集型団体観光バスツアー助成金」	旅行業法に基づく登録 旅行者で、かつ日本 国内の事業者	2023年5月12日～2024年3月15日に催 行 (出発及び到着日のいずれもが期間内 のもの)	(予定) (1) 2023年5月12日～2024年3月15日までの期間に催行される募集型企画旅行とし、出発および到着日のいずれもが期間内のもとする。ただし、この期間内であっても予算がなくなり次第終了するものとする。 (2) 新居浜市外の発着地から往復ともに貸切バスを利用する団体型旅行であること。 (3) 次のいずれかを組み入れたツアーであること。 ア 新居浜市内の施設における一人あたり1,000円(税抜き)以上の食事 イ 次のいずれかの施設を含む市内観光スポット2か所以上 ・愛媛県総合科学博物館 ・別子銅山記念館 ・日暮別邸記念館 ・マイントピア別子(端出場・東平) ・新居浜マリナ(マリンパーク新居浜) ・新居浜市森林公園ゆらぎの森 ・広瀬歴史記念館 ・別子山ふるさと館 ・あかがねミュージアム(新居浜市総合文化施設・新居浜市美術館) ※マイントピア別子は端出場・東平の両ゾーンへ行っても1か所とする。 ウ 新居浜市内の宿泊施設に宿泊 (4) ツアー名称に「新居浜市」等の文言もしくはロゴマーク「Hello! NEW新居浜」を表示すること。 (5) 使用するバスは大型車もしくは中型車であることとし、小型車およびマイクロバスは対象外とする。 (6) 他の自治体等から助成金を受けていない旅行であること。但し、県内観光促進事業および新型コロナウイルス感染症拡大における観光業向け需要喚起策として実施される事業についてはこの限りでない。 (7) 代表者がアンケート調査に回答することおよび回答内容を新居浜市に提供することについて同意していること。 (8) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。	助成金の額は、バス1台あたり10,000円とする。 なお、「新居浜市内の宿泊施設に宿泊」に該当する場合、宿泊日数に関わらずバス1台あたり10,000円を加算する。 助成金の額は、1事業者(営業所・支店)当たり年間100,000円を限度とする。		1事業者あたり 年間100,000円	①助成金交付申請 ②募集用チラシ、企画書等(実施日時、訪問先 ツアー行程が確認できるもの) ③輸送申込書等	(一社)新居浜市観光物産協 会	TEL:0897-32-4028 FAX:0897-32-7808
		募集型企画旅行	2023年5月12日～2024年3月5日 ※予算額に達した時点で終了	①修学旅行生を受け入 れる、今治市内に住所 がある宿泊施設(旅館 業法第3条第1項の許可 を受けた者) ②修学旅行の手配を行 う旅行会社(旅行業法 第3条の規定により旅 行業の登録を受けた 者)	2023年4月1日～2024年3月末まで ※修学旅行出発日を基準 ※先着順とし、予算執行しだい終了	①今治市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ今治市らしい独自のサービスを提供すること。 ②今治市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ今治市内の有料の体験コンテンツや観光施設等を1施設以上利用すること。	①児童・生徒一人当たり1,500円 ②児童・生徒一人当たり1,500円	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の学校行事として行われる修学旅行生が受ける今治独自のサービスを提供する宿泊施設及び旅行会社に対し、補助金を交付する。	左記参照	①補助金交付申請書(様式第1号) ②修学旅行日程表 ③その他市長が必要と認める書類 等を修学旅行実施日の10日前までに提出
愛媛県 (今治市)	今治市修学旅行宿泊誘致促進事業補助 金		2023年4月1日～2024年3月20日					https://www.city.imabari.ehime.jp/kankou/shugakuryoko/	総合政策部 交流振興局 観光課	kankou@imabari-city.jp
		今治市への周遊旅行の 手配を行う旅行会社	2023年6月～2024年3月のせとうちみ なとマルシェ開催日	2023年6月～2024年3月	・観光バスでせとうちみなとマルシェに立ち寄る周遊プランであること。 ・国または地方公共団体が主催する視察旅行は対象外とする。 ・政治的または宗教的活動を目的としないものであること。 ・当日、せとうちみなとマルシェ本部にて立ち寄り確認を受けること。	市外観光客1人あたり1,000円			①補助金交付申請書 ②旅行日程表 ③その他市長が必要と認める書類	今治市
愛媛県 (東温市)	東温市観光バスツアー助成事業	旅行業法に基づく旅行 業の登録を受けた旅行 業者で、かつ、日本国 内の事業者	2023年4月1日～2024年3月31日	○東温市外からのツアーで、出発地が東温市以外であること。(ツアーの往復とも貸切バスを利用すること。) ○貸切バス1台あたり15名以上の参加者であること。(乗務員、添乗員は除く。) ※詳細は、ホームページをご覧ください。	○助成額 日帰りツアー 20,000円(バス1台につき) 宿泊ツアー 40,000円(バス1台につき) ※1事業者(営業所・支店)当たり年間100,000円を限度	東温市を訪問するバスツアーを主催する旅行者に対し、助成金を交付。	左記参照	助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を 市長へ提出	東温市	TEL:089-964-4414 FAX:089-964-4447
			2024年3月15日迄					東温市 https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/13/11012.html	地域活力創出課 観光物産係	
愛媛県 (宇和島市)	きさいやうわじま!観光バスツアー助 成金	旅行者	2023年4月1日～2024年2月29日	① 出発地が本市以外のツアーであること。 ② 貸切バス1台あたり15名以上の参加者(乗務員、添乗員等を除く。)であること。 ③ 次のいずれかのツアーであること。 ア 助成対象観光(体験)施設等のうち、必須施設を含む2か所以上、かつ1か所以上の飲食店で食事をとるツアー(以下「日帰りツアー」という。)であること。 ※ 必須施設、対象施設で飲食した場合は、観光施設、飲食店それぞれ1か所とみなす。ただし、自由食や宿泊料金に含まれる食事は対象外とする。 イ アに加えて本市内での宿泊施設に宿泊するツアー(以下「宿泊ツアー」という。)であること。 ④ ツアー参加者に対するアンケートを実施すること。 ⑤ 国又は地方自治体を実施する視察、会議、研修又は学校行事によるツアーでないこと。 ⑥ 特定の政治活動又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。	○日帰りツアー バス1台あたり30,000円 ○宿泊ツアー バス1台あたり50,000円	宇和島市を目的地とする観光バスツアーに対するバス経費の一部助成 ※内容が変更となる場合あり	1旅行者あたり 1,500,000円	必要書類を添えて宇和島市観光物産協会へ提出 ※申請書類等は準備が整い次第、協会のHPへ掲載	宇和島市観光物産協会	TEL:0895-49-5800 FAX:0895-49-5900
		観光バスを利用する旅 行	2023年4月1日～2024年2月19日						宇和島市観光物産協会	担当:平山・松勢